

第1回宝達志水町青少年育成委員会

＜日 時＞ 令和4年6月16日(木) 午後7時から

＜場 所＞ 生涯学習センター さくらドーム21
2階 視聴覚室

＜出 席＞

委 員 細江委員長、他25名

オブザーバー羽咋警察署生活安全係長 山下氏、志雄防犯ブルーバード代表
境田氏、元県青少年育成推進指導員 澤田氏

事 務 局 青少年育成センター事務局 宮本課長、河端主幹

1 開 会

2 あいさつ【青少年育成委員会委員長(青少年育成センター所長) 細江 孝 氏】

3 宝達志水町青少年育成委員会について

- (1) 委員の紹介
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 青少年育成委員会について

4 令和4年度事業計画について

5 令和4年度巡回指導計画について

6 巡回指導マニュアルについて

事務局説明 承認

7 羽咋警察署管内における少年非行等の概況について(要点は下記のとおり)

講師 羽咋警察署 生活安全課長 山下 宏光 氏

・石川県内の少年非行等の推移は、年々減少してきており、ピーク時の平成14年と比べると令和3年は87%減少。同様に羽咋署管内でも年々減少している。

また、その内訳としては窃盗犯が約67%、その中でも万引きが約60%を占めている。

・不良行為少年の状況は令和3年は前年比で238人減少し、羽咋署管内は、ほぼ横ばいだった。主な不良行為は、深夜徘徊、喫煙及び飲酒などである。

・街頭補導の補導対象には被害少年、要保護少年といった、悪いことをした子だけでなく、いじめ、虐待にあっている少年もいるということを忘れないようにしてほしい。

・補導にあたっての心構えとしては、子どもたちが健やかに育っていくことを願って活動してほしい。愛情と理解、秘密の厳守という点が大切。

また、声かけのポイントは、①反撃されてケガをしないように、逃亡した子を追いかけたりしない。②嘘をついているかもしれないということを頭の片隅に置いておく③別れ際に励ましの言葉をかけるなど。

そのほか、青少年を取り巻く現状として、自撮り送信被害やインターネットゲームからのなりすまし事例などの実例から、子どもたちを取り巻く情報社会の危険性について話された後、インターネット利用時の注意事項を確認された。

【オブザーバー 境田 弘一氏から巡回指導について】

防犯ボランティア講座に参加した際、ある学校の取り組みの紹介があった。最近では、保護者による学校への送迎が多くなってきているので、その際に、車のダッシュボードの上に「防犯パトロール中」という表示板を置いておくだけでも防犯効果がある。もしくは、サンバイザーに同様の表示板をサランラップ等で巻いて、下ろした時に見えるようにするという方法もあり、各学校で取り組んでもらえたらと思う。

令和4年度

第1回宝達志水町青少年育成委員会

＜日 時＞ 令和4年6月16日(木) 午後7時から

＜場 所＞ 生涯学習センター「さくらドーム21」
2階 視聴覚室

～ 次 第 ～

1 開会

2 あいさつ [青少年育成委員会委員長 細江 孝]

3 宝達志水町青少年育成委員会について

- (1)委員の紹介P1
- (2)委嘱状の交付
- (3)青少年育成委員会についてP2～3

4 令和4年度事業計画についてP4

5 令和4年度巡回指導計画についてP5

6 巡回指導マニュアルについてP7

7 羽咋署管内における少年非行等の概況について 羽咋警察署 生活安全課長 山下 宏光 氏

8 閉会

【配布物】

身分証明書、帽子

※任期終了後、各学校で取りまとめの上、青少年育成センター事務局にご返却ください。

【事務担当】

青少年育成センター事務局(生涯学習課内) 河端

TEL 29-8320 FAX 29-2333

E-mail: a-kawabata@town.hodatsushimizu.lg.jp

令和4年度宝達志水町青少年育成委員会 委員名簿

(順不同)

任期 令和4年4月1日～令和5年3月31日

No	氏 名	所 属	役 職	連絡先	
1	長 谷 川 宏	押水第一小学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-2129 FAX 28-2144	
2	勝 二 俊 祐	押水第一小学校	PTA		
3	河 端 賢 治	押水第一小学校	PTA		
4	仲 島 健 太	押水第一小学校	生徒指導担当教諭		
5	川 崎 陽 子	宝達小学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-2101 FAX 28-4313	
6	松 田 恵 美 里	宝達小学校	PTA		
7	山 口 裕 輔	宝達小学校	PTA		
8	徳 山 有 里	宝達小学校	生徒指導担当教諭		
9	表 茜	相見小学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-2017 FAX 28-2336	
10	永 野 美 知 子	相見小学校	PTA		
11	吉 岡 晴 香	相見小学校	PTA		
12	山 田 亮	相見小学校	生徒指導担当教諭		
13	佐 々 木 里 佳	樋川小学校	PTA	〔学校〕 TEL 29-2044 FAX 29-3990	
14	山 下 美 季	樋川小学校	PTA		
15	木 村 朋 子	樋川小学校	PTA		
16	亀 井 順 平	樋川小学校	生徒指導担当教諭		
17	中 本 慶 明	志雄小学校	PTA	〔学校〕 TEL 29-2052 FAX 29-2069	
18	豊 田 知 美	志雄小学校	PTA		
19	岡 山 麻 里	志雄小学校	PTA		
20	荒 牧 星 児	志雄小学校	生徒指導担当教諭		
21	金 田 純 子	宝達中学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-3121 FAX 28-3120	
22	山 田 恵 里	宝達中学校	PTA		
23	中 村 綾	宝達中学校	PTA		
24	戸 部 暢 子	宝達中学校	PTA		
25	山 口 澄 恵	宝達中学校	PTA		
26	三 嶋 惇 也	宝達中学校	生徒指導担当教諭		
27	山 森 宣 和	宝達高校	生徒指導担当教諭	〔学校〕 TEL 28-3145 FAX 28-4056	
28	赤 池 大 輔	石川県	青少年育成推進指導員	〔学校〕 TEL 28-3145 FAX 28-4056	
29	大 窪 祐 宣	石川県	青少年育成推進指導員		
30	金 山 直 子	石川県	青少年育成推進指導員		
31	渋 谷 佐 記	石川県	青少年育成推進指導員		
32	山 本 外 志 男	石川県	青少年育成推進指導員		
33	細 江 孝	青少年育成センター	所長		
34	宮 本 孝 則		事務局		
35	定 免 敏 彦				
36	中 橋 聡				
37	河 端 晶				
38	山 田 松 夫				
39	中 西 昭 斗				
40	藤 森 省 吾				
41	ヤ ス カ ワ 知 恵				
42	瀬 戸 夢 野				
43	山 下 宏 光	羽咋警察署	生活安全課長	〔羽咋警察署〕 TEL 22-0110	
44	境 田 弘 一	志雄防犯 ブルーバード	代表	TEL 29-4537	
45	澤 田 徳 子	元青少年育成推進指導員	元青少年育成推進指導員代表	TEL 28-2424	

オブザーバー

43	山 下 宏 光	羽咋警察署	生活安全課長	〔羽咋警察署〕 TEL 22-0110
44	境 田 弘 一	志雄防犯 ブルーバード	代表	TEL 29-4537
45	澤 田 徳 子	元青少年育成推進指導員	元青少年育成推進指導員代表	TEL 28-2424

宝達志水町青少年健全育成関係 組 織 図

青少年健全育成町民会議
家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年育成に努めることが目的
事業内容 ・ 青少年健全育成施策の審議 ・ 青少年育成センターの活動及び運営に関する審議など
委員構成 町長(会長)、教育長(副会長) 青少年健全育成関係機関・団体代表者

青少年育成センター
事業内容 ・ 青少年の健全育成、非行防止に関すること ・ 青少年育成委員会の庶務を処理する
教育長(所長) 補導員

名称	青少年育成委員会	あいさつ運動推進委員会	健全育成モニター会議	小・中・高生徒指導連絡会議
活動	街頭補導活動 有害環境浄化活動など	「あいさつ運動」、「愛のひと声運動」の推進など	青少年の善行や非行、有害環境等の情報提供など	生徒指導の現状や課題に関する情報交換など
主な構成員	育成センター所長(委員長) 小・中学校PTA代表者 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 県青少年育成推進指導員 育成センター関係職員 (ワザバー) 羽咋警察署員 志雄防犯ブルーバード 元青少年育成推進指導員	教育長(委員長) 町民会議全委員 〔協力依頼〕 区長会、町役場職員 保育所、小・中学校	区長会代表(委員長) 全区長	校長会(中学校)代表(委員長) 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 (育成センター関係職員)

宝達志水町青少年育成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 家庭・学校・地域が連携し、地域における青少年の非行防止活動及び有害環境の浄化活動等を行うことを目的として、宝達志水町青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、次に掲げる青少年育成委員（以下「委員」という。）で組織し、青少年育成センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 小・中学校PTAの代表者
- (2) 小・中・高等学校生徒指導担当教諭
- (3) 石川県青少年育成推進指導員
- (4) 青少年育成センター関係職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、所長が適当であると認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長に所長を充て、副委員長は委員長が任命する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第4条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は年2回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度会議を開催することができる。

(活動)

第6条 委員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 街頭補導計画に基づいた街頭補導活動
- (2) 地域における街頭補導活動
- (3) 青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動
- (4) その他、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、青少年育成センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

令和４年度青少年育成委員会事業計画

月 日	事 業 名	会 場
5月21日	●石川県青少年育成推進指導員研修会	県青少年総合研修センター
6月16日	○第１回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム２１
7月 21日	【青少年の非行・被害防止全国強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検 ●石川県青少年健全育成「羽咋郡・市ブロック会議」 ○夏季休業巡回指導	町内 羽咋市 町内
8月	○夏季休業巡回指導	町内
9月 4日 1日～30日 23日～25日	●青少年携帯電話等対策講座 ○グッドマナーキャンペーン巡回指導 ○羽咋法事巡回指導	矢田郷地区コミュニティーセンター 町内 羽咋市
10月 8日 15日～16日	○蓮華山子ども相撲大会巡回指導 ○YOSAKOIソーラン日本海巡回指導	子浦地内 多目的グラウンド
11月	【子ども若者育成支援強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
2月 下旬	○第２回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム２１
○巡回指導…夏季休業や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。		
●有害図書等区分陳列一斉点検…コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には３０万円以下の罰金が科される。		

○ 町青少年育成委員会関係

● 県青少年関係主要行事（少子化対策監室子ども政策課）

その他

宝達志水町青少年健全育成町民会議 年２回（５月２５日、２月中旬）

令和4年度青少年育成委員会巡回指導計画

1 グループ割（○：責任者）

① 事務局	② 押水第一小学校	③ 宝達小学校	④ 相見小学校
○赤池 大輔	長谷川 宏	川崎 陽子	表 茜
大窪 祐宣	勝二 俊祐	松田恵美里	永野美知子
金山 直子	河端 賢治	山口 裕輔	吉岡 晴香
渋谷 佐記	○仲島 健太	○徳山 有里	○山田 亮
山本外志男			
⑤ 樋川小学校	⑥ 志雄小学校	⑦ 宝達中学校	
佐々木里佳	中本 慶明	金田 純子	
山下 美季	豊田 知美	山田 恵里	
木村 朋子	岡山 麻里	中村 綾	
○亀井 順平	○荒牧 星児	戸部 暢子	
		山口 澄恵	
		○三嶋 惇也	

2 巡回指導実施期間

期間	行事等	グループ	備 考
7/21 ～8/31	夏季休業	全グループ	地区内を中心に巡回
9/1 ～30	グッドマナー キャンペーン	全グループ	地区内を中心に巡回
9/23 ～25	羽咋法事	① ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/8	蓮華山 子ども相撲大会	① ⑤ ⑥ ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/15 ～16	YOSAKOIソーラン 日本海	① ② ③ ④ ⑦	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回

3 巡回指導時の留意事項

グループごとに期日や時間、巡回場所等を決めてください。
声かけ（指導）の対象は、町内の小・中学生、高校生とします。
巡回時は、身分証明書、帽子的着用をお願いします。

4 巡回指導報告書

巡回指導後、報告書に指導事項等を記入の上、育成センター事務局まで提出してください（メール、FAX可）。後程、学校の代表メールを通して、責任者の方に様式をお送りいたします。

5 その他

日常生活で地域の青少年の不良行為や問題行動等を発見した場合は、育成センター事務局まで報告してください。

また、巡回中に万が一事故やケガ等をした場合は、ボランティア活動保険に加入しておりますので、事務局までご連絡ください。

宝達志水町青少年育成委員会
巡回指導報告書

(行事名 :)

グループ名 ()

期 日	令和 年 月 日 () 天気 ()
時 間	午 前 時 分 ~ 時 分 午 後
巡回場所	(例) コンビニ、ＪＲ駅、公園、公共施設など その他、少年が集まると考えられる場所
指導事項及び気づいた点など	
巡回者名	

宝達志水町青少年育成委員巡回指導マニュアル

1 活動内容

青少年に対して犯罪被害や非行の防止を目的とした見守り活動を行ってください。
自主的に参加しやすい日・時間帯・場所を考慮し、必ず複数人で行ってください。
責任者の指揮の下で行動してください。

1) 被害防止

知らない人に付いていかない、知らない人の車に乗らない、危険な場所にいかない、早く家に帰る、等を声掛けしてください。

2) 非行防止

飲酒、タバコ所持及び喫煙、自転車の二人乗り、夜間徘徊

- ① 非行防止の声掛けの手法は、別紙「非行防止の声かけの手法」を参考にしてください。
- ② 身に危険を感じる時は、無理に近づかずに速やかに育成センターや駐在所に報告してください。
- ③ 酒類やタバコを取り上げることはできません。廃棄するよう説得しても聞き入れない場合は、育成センターや駐在所に報告してください。
- ④ 行動が不審、もしくは逃げ出したとしても強制的に拘束することはできません。服装や背格好などをメモして育成センターや駐在所に報告してください。追跡は危険なので絶対にしないでください。
- ⑤ 自転車の二人乗り等の注意は、自転車に手をかけるなど無理をすると、事故を誘発する恐れがあります。事前に手を挙げて停止を促すなど、注意を青少年育成委員に向けてから声掛けをしてください。

3) 地域の危険箇所などの把握、青少年育成委員会への報告

人が入り込みそうな空き家、子供たちのたまり場、人目の付かないところ、危険箇所などを発見したら、巡回指導報告書に記入して青少年育成委員会へ報告してください。

2 巡回場所

通学路や公園、人目に付きにくい場所、危険箇所（貯水池、がけ地など）

3 持ち物

帽子、身分証明書、筆記用具とメモ帳、活動しやすい服装及び履物、携帯電話、懐中電灯及び反射材（夜間）など

4 注意事項

委員の身と、青少年の安全を第一に行動してください。

携帯電話には羽咋警察署（22-0110）と地元の駐在所（志雄 29-2047、敷浪 29-2158、河原 28-2231、北川尻 28-2237）の電話番号を登録しておいてください。

通報は、場所をわかりやすく説明してください。住所がわかる場所では「〇〇町〇〇〇〇、××さんの家の前です。」、住所が分からない場所では、付近の交差点、店舗、施設など目標物を確認して伝えてください。

他人の土地には事前の承諾なしに入ることはできません。不審に感じたら警察に通報してください。

青少年育成委員の活動ではありませんが、不審車両に見かけた際にはナンバー（下4桁だけでも）や車両の色などを羽咋警察署に通報してください。

宝達志水町青少年育成センター
〔事務局 宝達志水町教育委員会生涯学習課〕
TEL0767-29-8320・FAX0767-29-2333